

取引条件説明書(国内募集型企画旅行)

ご旅行をお申し込みいただく前に、必ずこの「取引条件説明書」をお読みください。

1.本旅行条件の意義本旅行条件は、旅行業法 12 条 4 に定める取引条件説明書および同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。**2.募集型企画旅行契約**(1)この旅行は株式会社 kibility (岡山県加賀郡吉備中央町2110-30 岡山県知事登録旅行業 地域-397 号、以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。(2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って「運送・宿泊期間等」の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に提供するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることにより、手配し、旅行管理することを受け付けます。(3)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)および当社「旅行業約款募集型企画旅行」契約の部にあります。**3.旅行のお申し込みと契約の成立時期**(1)当社が定めた必要事項を記入した申込書にて店頭にて申し込みを行う他、電話、郵便、ファックス等その他の通信手段による旅行申し込みを行い「旅行代金」の 20%を限度として申込金を添えていただく場合がございます。当社の定める期日までに旅行代金をお支払いいただきます。(2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金もしくは申込金を受理した時点で成立するものといたします。なお、申込金は旅行代金をお支払いの際に際し引かれていただきます。(3)当社は、団体・グループを構成する旅行としてのお客様が旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代表権を有しているものといたします。(4)契約責任者は当社が定める期日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。(5)当社は、契約責任者が構成者に対して現に責任を負い、または将来負うことが予想される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。(6)当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない旅行の場合においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とします。(7)お申し込みの段階で満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認した上でお待ちいただくことがございます。この場合が予約可能となるよう、手配努力いたします。この場合の契約の成立は、予約可能となった旨の通知を行い、契約を締結し、旅行代金もしくは申込金を受領した時になります。**4.お申込条件**(1)20 歳未満の方は、原則、親権者の同意書が必要ですが、また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は特別お旅行企画の内容による場合以外保護者の同意をお待ちとさせていただきます。(2)特定のお客様を対象としていただきます。(3)特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、技能、資格その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りする場合があります。(3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を行われている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など、その他特別な配慮を必要とされるお客様は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください(旅行契約成立後にこれら状況になった場合も直ちに申し出ください)。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の診断書および必要とされる措置についてお伺いし、または書面でお申し出いただくことがあります。(4)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同僚者または介護者の動向などを条件とさせていただきます。利用機関等の求めにより医師の診断書を出し、現地事情や運送機関等の状況などにより、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただく場合があります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は、ご参加をお断りし、旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。(5)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。(6)お客様のご都合による別行動は原則としてお受けできません。ただし、状況により別途案をお付けしておける場合があります。(7)お客様の都合により旅行の行程から離断される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等を書面にてご連絡いただきます。なおお客様が、他のお客様に迷惑をおよぼす、または団体旅行の円滑な実施をおそれる当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。(9)お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、または総会屋その他の社会的勢力であると思われる場合は、ご参加をお断りすることがあります。(10)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為は、またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。(11)お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威迫を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります(12)その他の当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5.旅行代金のお支払い旅行代金は、当社の定める期日までにお支払いいただきます。取消料、運送料および追加料金が発生した場合は必ずお支払いいただくことがあります。**6.旅行代金について**(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方は大人料金、満 6 歳以上 12 歳未満の方は子ども料金となります。また、満 3 歳以上 6 歳未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設での食事、寝具等必要な場合子ども料金となります。(2)旅行代金は各コースごとに表示してございます。記載された条件と合わせてご確認ください。**7.契約書面と最終旅行日程表のお渡し**(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービス内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はウェブサイト、パンフレット、当旅行条件書により構成されます。(2)本項(1)の契約書面は補完するとして、当社はお客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報に記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始前日までにお渡しします。ただしお申込みが旅行開始日の前日から起算して通って 7 日前日の場合、旅行開始当日にお渡しすることがあります。(3)第 3 項(2)に定める契約の成立後に手配状況の諸情報を希望する場合は、旅行開始当日または、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。**8.旅行代金に含まれるもの**旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金・宿泊費、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド料)および消費税等諸税・サービス料のほか、ウェブサイト、パンフレット等で旅行代金に含まれるものと明示したその他の費用。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されない場合も払い戻しはいたしません。**9.旅行代金に含まれないもの**前項に記載されていないものは含まれません。旅行日程の「自由行動」「自由見学」「別料金」「各自で」等に記載されている区間の交通費、食事代、入場料、旅行中の個人的費用(電話、クリーニング、飲食代物等)、税等、集合地まで、または解散地からの交通費は含まれません。**10.旅行契約内容変更・旅行代金の変更**(1)当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかみ速やかに当該事由と他の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急時において、やむを得ない場合は、変更後に説明します。(2)ご利用いただく運送機関の運賃・料金、若し経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社はその増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増減または減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日より前日から起算してさかのぼって 15 日以前に当たる日よりお客様にその旨を通知します。**11.お客様の交際の**お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することできません。この場合、お客様は所定の用紙に必要事項を記入の上、当社宛にご提出していただきます。この際交際する手数料として所定の金額をお支払いいただきます。また、旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものと、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、当該旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお、当社は手配された旅行者の交替に応じない等の理由により交代をお断りする場合があります。**12.お客様により旅行契約の解除および旅行代金等の払い戻し**(1)お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することできます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が、当社の営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日を基準といたします。

旅行契約の解除期日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 11 日前まで		無料
10 日～8 日前		旅行代金の 20%
7～2 日前		旅行代金の 30%
旅行開始日の前日		旅行代金の 40%
旅行開始当日		旅行代金の 50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合		旅行代金の 100%

※旅行契約の成立後、上記取消日区分に入ってから的人员減、旅行開始日・コースの変更は取消費をみなし取消料がかかります。(2)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊期間等の行程中の一部変更については旅行全体の取消しとみなし、所定の取消料を受けます。また、(3)お客様は旅行条件にあげた場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。A)第 10 項に基づき契約内容が変更されたとき、その他の重要なものとあるとされません。B)第 10 項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき、C)天災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が高まったとき、D)当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既ににお支払いいただいた旅行代金から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。(5)当社は、本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既ににお支払いいただいた旅行代金の全額を払い戻します。**13.当社による旅行契約の解除**(1)旅行開始前) A)当社は、あらかじめ旅行場において、お客様・理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。(7)お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが明らかになった場合、(f)お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき、(u)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると思われる場合、(r)お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めた場合、(o)お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日(宿泊をともなう旅行にあっては 13 日)以内にあたる日により旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。(f)降参量(乗客・スー等)における)の不足により、当社があらかみ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きい場合、(k)天災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程にわたる旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが高まったとき、B)お客様が、当社が定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとみなします。この場合において、お客様は当社に対して、第 12 項(1)に定める取消料に相当する連約料をお支払いいただきます。C)お客様が第 4 項(8)から(11)に該当することが判明した場合、(1)旅行開始後) A)当社は、旅行開始後において旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。(7)お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられない場合、(u)お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の理由による当社の指示に従わない場合、またはこれら者または同行するお客様に対する暴行または脅迫などにより団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合、(f)天災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となった場合、B)当社は本項(2) A)の規定に基づいて旅行契約を解除した場合は、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効に済みながらされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がすでにその提供を受けた旅行サービスに係る部分に相当する金額から、当該旅行サービスに対して取消料、連約料その他の既ににお支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。C)当社は、本項(2)(f)の、(ウ)の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除した場合は、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担でお支払いいただく必要に旅行サービスの手配を受け付けます。D)お客様が第 4 項(8)から(11)に該当することが判明した場合、**14.旅行代金の払い戻し** 当社は、第 10 項の規定により旅行代金が減額された場合は、第 12 項および第 13 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じた場合は、旅行開始前の解除による払い戻しによっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。**15.旅程管理**(1)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対しあらかじめ業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができる可能性が認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に行うため、お客様が旅行中に必要な措置を講じます。B)本項(1)(a)の措置を講じたにも関わらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかうものとなるように変更します。(2)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するために当社の指示に従っていただきます。(3)添乗員の業務表示コースには、全行程に添乗員が同行します。本項(1)(b)における業務の全部または一部を行います。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までです。(4)現地添乗員表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。(5)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするための必要な業務を行います。(6)現地係員案内、現地係員が同行しない、もしくは業務請負を行わない区間において悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替旅行サービスの手配および必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。**16.お客様に対する当社の責任および免責事項**(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負います。ただし損害賠償の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限り、(2)お客様が次にあげるような事由により損壊を被ったとしても当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社は当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときはこの限りではありません。A)天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 B)運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害 C)運送、宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 D)官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは

中止 E)自由行動中の事故 F)食中毒 G)盗難 H)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在地の短縮 (3)お荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円(当社に故意または重大な過失がある場合は除きます)を限度として賠償いたします。**17.お客様の責任**(1)お客様は故意または過失、放逸、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様に損害の賠償を申し受けます。(2)お客様は、旅行契約を締結するに際して、当社から提供される情報(ウェブサイト、パンフレット、当旅行条件書等)を活用し、お客様の権利義務、その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万一が契約内容と異なる旅行サービスが提供されたとき認識した場合は、旅行中において速やかにその旨を添乗員、現地ガイド、当該旅行サービス提供者または当社に申し出なければならないとします。(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたいときは必要な措置を講ずることがあります。この場合において、当社は責任を講ずる事由によるものではないときは、当該措置を要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を直接お支払いいただくか、仮に当社が代替払いをした場合は当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。**18.特別補償**(1)当社は、第 16 項の規定に基づく当社の責任が生ずる場合に問わず当社旅行業約款の特別補償規定により、お客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物上の衣被らした一定の損害について(金額)A)死亡補償金として、1,500 万円 B)入院見舞金として入院日数により 2～20 万円 C)通院見舞金として通院日数により 1～5 万円 D)持病品にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき、15 万円を限度とします。ただし補償対象品の一個または一つに対しては、10 万円を限度とします。(2)当社が第 16 項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部または全部に充当します。(3)当社の旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収めて実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。(4)お客様が旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意に法令違反、疾病等その他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイドライビング、山岳登攀、ボスレー、リュウ・ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。(5)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳および現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンテンツ類等の当約款に定められている補償対象外物品については、損害補償金を支払いません。**19.旅程保証**(1)当社は次表左欄にある契約内容の重要な変更(次の A)、B)、C)における変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率に乘じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更によって当社に第 18 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。A)次にあげる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備品の不足が生じたことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。B)旅行日程に支障をきたした事由(天候を含む)天災地変(1)地震(2)暴動(3)官公署の命令(欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止(4)遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画に寄らない運送サービスの提供(5)旅行参加者の生命または身体への安全確保のために必要な措置 B)第 12 項および第 13 項で規定に基づいて旅行契約が解除されたとき、当該解除後の部分に係る変更 C)パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けけることが出来た場合において、当社は変更補償金を支払いません。(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が、1,000 円未満であれば、当社は、変更補償金を支払いません。C)当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について、当社に第 16 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければならないとします。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払った損害賠償の額、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。(4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更		1 件あたりの率(%)
旅行開始前		旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行日程または旅行終了日の変更	1.5	3
2. 契約書面に記載した入場する観光地(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1	2
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものの変更		
(変更後の等級および設備の料金の合計が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限り)		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類またはサービスの変更	1	2
5. 契約書面に記載した本旅行の旅行開始地または空港または旅行終了地または空港の異なる便への変更	1	2
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1	2
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または客室の等級その他の客室の条件の変更	1	2
8. 前各号に掲げる変更のうち募集型企画旅行または契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5

当注 1)旅行開始前)とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に統括した場合をいいます。注 2)確定書面が交付された場合において、契約書の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときはそれぞれの変更につき 1 件として取り扱います。注 3)第 3 号または第 4 号における変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合には、1泊につき 1 件として取り扱います。注 4)第 4 号における運送機関の会社名の変更については、等級または、設備が高いものへの変更を伴う場合には定期とします。注 5)第 4 号または第 6 号または第 7 号における変更が 1 乗車乗客または 1 泊の中で生じた場合であっても、1 乗車乗客または 1泊につき 1 変更として取り扱います。注 6)第 8 号における変更については、第 1 号から第 7 号までを適用する第 8 号による。**20.国内旅行傷害保険への加入について**旅行中万一不慮の事故等によりお客様が怪我を被った場合、あるいは携行品が損害を被った場合に備え、当社ではお客様の安全の確保と利便の増進を図る一助として国内旅行傷害保険へ加入しております。ただし、ご旅行中には病氣、怪我により多額の治療費、移動費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様は自身でも十分な額の国内旅行保険に加入することを勧めます。**21.個人情報取り扱いについて**当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。ただし、お客様がご申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。また、当社は各種企画のご案内、統計資料の作成、アンケートのお願い、特典サービスへの提供にお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。その他、当社の個人情報取り扱いに関する方針は当社のウェブサイトをご覧ください。**22.その他**(1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合、お客様は、お客様が旅行中、旅行サービスの発生に伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う治療費等の諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用を各お客様にご負担いただきます。(2)お客様の不便をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買い物を際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねます。(3)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程等でお知らせするご連絡先にご通知いたします。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたいときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責任を講ずるべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。(4)ご集合時刻は厳守していただきます。集合時刻に遅れ参加できない場合は責任は一切負いかねます。(5)事故、大雪をはじめとする道路事情その他しを得ない事由により、万一帰省が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じて当社は旅行の再実施にいたします。また目的地滞在地の短縮による補償にも応じられませんが。(6)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。**23.募集型企画旅行契約について**本取引条件(本明細書)に定めるい事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の約款)により、当社の旅行契約業として希望の型は、当社にご請求いたします。当社旅行業約款(標準旅行業約款)は、当社ウェブサイトからもご覧いただけます。**22.その他**(1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそのに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う治療費等の諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用を各お客様にご負担いただきます。(2)お客様の不便をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買い物を際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねます。(3)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程等でお知らせするご連絡先にご通知いたします。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたいときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責任を講ずるべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。(4)ご集合時刻は厳守していただきます。集合時刻に遅れ参加できない場合は責任は一切負いかねます。(5)事故、大雪をはじめとする道路事情その他しを得ない事由により、万一帰省が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じて当社は旅行の再実施にいたします。また目的地滞在地の短縮による補償にも応じられませんが。(6)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。**23.約款準拠** 本取引条件説明書に定めのない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の約款)に定めるところにより準じます。**24.旅行条件の基準日** 本旅行条件の基準日は平成 30 年 4 月 1 日現在の運賃、料金を基準としています。